

TLO(技術移転機関)の認定制度について

制度の概要

- 国立試験研究機関・独立行政法人の発明を実用化に結びつけるために、特許等の権利の譲渡を受け、民間企業による実用化の橋渡しを行う機関を認定するもの。
- 認定を受けたTLO機関が特許を申請する場合に、特許料が減免される。

認定の必要性

- 国立研究機関等で発明された技術は、実用化まで繋げなければ国民に還元されない。
- 国立研究機関等には知財の専門家がいなかったり、知財戦略や許諾交渉の実施を担う機能が必要。
- 国立研究機関の職務発明を特定の企業等に偏ることなく適正に橋渡しするためには、公平性が必要（経産省、総務省、農水省も同様の枠組み）。



参考) 認定TLOの認定要件(TLO法(平成十年法律第五十二号)第13条第1項参照)

- 適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有する
- 当該特許権等に係る発明等を自ら実施するものでない
- 当該特許権等に係る発明等に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。